第二十八条の二第二項中「第二十八条の二第一項第一号に掲げる酒類に限る旨の」の下に「条件及び製造する酒類の数量につき酒税の保全上酒類の需給の均衡を維持するためのものとして財務省令で定める数量を超えない範囲内に限る旨の」を、「第二十八条の二第一項第二号に掲げる酒類に限る旨の」と」の下に「、同項第三号に定める酒類の製造免許にあっては「同項第三号に掲げる酒類に限る旨の」と、同項第四号に定める酒類の製造免許にあっては「製造する酒類の範囲につき構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二十八条の二第一項第四号に掲げる酒類に限る旨の」と」を加え、同条第四項中「酒税法第七条第三項第三号（果実酒の製造免許を受けた者に係る部分に限る。）の」を「次の各号に掲げる」に、「第一項の規定の適用を受けて同項第一号に定める酒類の製造免許を受けた」を「当該各号に定める」に改め、同項に次の各号を加える。

一　酒税法第七条第三項第二号（単式蒸留焼酎の製造免許を受けた者に係る部分に限る。）　第一項の規定の適用を受けて同項第一号に定める酒類の製造免許を受けた者

二　酒税法第七条第三項第三号（果実酒の製造免許を受けた者に係る部分に限る。）　第一項の規定の適用を受けて同項第一号に定める酒類の製造免許を受けた者

第二十八条の二第四項を同条第五項とし、同条第三項中「又は同項」を「、同項」に、「には」を「又は同項の規定の適用を受けて同項第三号に定める酒類の製造免許を受けた者が前項の規定に違反した場合には」に、「同項各号」を「第一項各号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　第一項の規定の適用を受けて同項第三号に定める酒類の製造免許を受けた者は、同項の構造改革特別区域内に所在する自己の営業場において飲用に供する場合、当該構造改革特別区域内に所在するホテル、旅館、酒場その他の営業場において酒類を飲用に供することを業とする者に対し、当該営業場において飲用に供させるために販売する場合その他これらに準ずる場合として財務省令で定める場合を除き、その製造した同号に掲げる酒類を販売してはならない。

附則第三条及び第四条中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十四年三月三十一日」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二条中構造改革特別区域法附則第三条及び第四条の改正規定は、公布の日から施行する。

（検討）

第二条　政府は、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の推進を図る観点から、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第二条第六項に規定する公共施設等運営事業の円滑かつ効率的な遂行を図るため、同法第九条第四号に規定する公共施設等運営権者が第三者に対して同法第二条第一項に規定する公共施設等の使用を許すことが可能となるよう、この法律の施行後一年以内を目途としてその具体的な方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2　政府は、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の推進を図る観点から、自動車の自動運転、小型無人機の遠隔操作又は自動操縦その他これらに類する高度な産業技術であって技術革新の進展に即応したものの有効性の実証を行う事業活動が積極的に行われるよう、この法律の施行後一年以内を目途として、当該事業活動に関連する規制の見直しその他の当該事業活動の集中的な推進を図るための施策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（児童福祉法の一部改正）

第三条　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第十八条の五第五号中「第十二条の四第八項」を「第十二条の五第八項」に改める。

（所得税法等の一部を改正する等の法律の一部改正）

第四条　所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）の一部を次のように改正する。

附則第百三十七条のうち構造改革特別区域法第二十八条第一項第一号及び第二十八条の二第一項第一号の改正規定中「第二十八条の二第一項第一号」を「第二十八条の二第一項第二号」に改める。

（内閣府設置法の一部改正）

第五条　内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項第三号の六中「指針」の下に「及び同法第十六条の五第三項に規定する指針」を加える。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗
法務大臣　金田　勝年
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　山本　有二
国土交通大臣臨時代理
国務大臣　山本　有二

刑法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年六月二十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第七十二号

刑法の一部を改正する法律

刑法（明治四十年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「姦淫（かんいん）」を「強制性交等」に改める。

第三条第五号中「第百七十九条」を「第百八十一条」に、「強姦（かん）」を「強制性交等」に、「準強姦、集団強姦等、未遂罪」、第百八十一条（に）を「準強制性交等、監護者わいせつ及び監護者性交等、未遂罪」に改め、同条第十二号中「名誉毀損（き）」を「名誉毀損」に改め、同条第十三号中「第二百四十一条」を「第二百四十条」に、「、強盗強姦及び同致死）及び」を「）、第二百四十一条第一項及び第三項（強盗・強制性交等及び同致死）並びに」に改める。

第三条の二第一号中「第百七十九条」を「第百八十一条」に、「、強姦」を「、強制性交等」に、「準強姦、集団強姦等、未遂罪）及び第百八十一条（に）を「準強制性交等、監護者わいせつ及び監護者性交等、未遂罪」に改め、同条第六号中「及び第二百三十八条から第二百四十一条まで」を「、第二百三十八条から第二百四十条まで」に、「、強盗強姦」を）並びに第二百四十一条第一項及び第三項（強盗・強制性交等）」に改め、「これらの罪」の下に「（同条第一項の罪を除く。）」を加える。

第二編第二十二章の章名中「姦淫（かんいん）」を「強制性交等」に改める。

第百七十六条中「男女に」を「者に」に改める。

第百七十七条の見出しを「（強制性交等）」に改め、同条中「暴行」を「十三歳以上の者に対し、暴行」に、「十三歳以上の女子を姦淫（かんいん）した者は、強姦の罪とし、三年」を「性交（こう）、肛門性交又は口腔性交（以下「性交等」という。）をした者は、強制性交等の罪とし、五年」に、「女子を姦淫した」を「者に対し、性交等をした」に改める。

第百七十八条の見出し中「準強姦」を「準強制性交等」に改め、同条第二項中「女子」を「人」に、「姦淫した」を「性交等をした」に改める。

第百七十八条の二及び第百八十条を削る。

第百七十九条を第百八十条とし、第百七十八条の次に次の一条を加える。

（監護者わいせつ及び監護者性交等）

第百七十九条　十八歳未満の者に対し、その者を現に監護する者であることによる影響力があることに乗じてわいせつな行為をした者は、第百七十六条の例による。

2　十八歳未満の者に対し、その者を現に監護する者であることによる影響力があることに乗じて性交等をした者は、第百七十七条の例による。